平成２５年（フ）第４９号
三重県四日市市三重６丁目22番地
債務者　関戸たまき
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２５年（フ）第６号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地33　向島市営住宅５－５棟306号
債務者　田中秀夫こと　朴　　洪瓚
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第１２０号
兵庫県尼崎市潮江１丁目３番31―614号、前住所神戸市東灘区住吉東町２丁目３番20―1202号
債務者　中野　裕美
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２５年（フ）第８９号
奈良県天理市櫟本町2357番地１
債務者　西岡　秀騎
1　決定年月日時　平成25年４月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第５５号
愛媛県松山市北井門４丁目27番14号
債務者　大上登志也
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６４号
愛媛県松山市古川北１丁目17番８号　メゾン光202号
債務者　山根　敦郎
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第６５号
岡山県岡山市中区御成町７番20号　トリエステ201
債務者　山根寿真子
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第７２号
愛媛県松山市高砂町３丁目３番地２　高砂団地906号
債務者　代住　俊治
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
松山地方裁判所民事部

平成２５年（フ）第１２号
愛媛県今治市石井町１丁目１番58号　フォレストＢ棟201、前住所愛媛県今治市高地町１丁目甲1741番地１、前々住所愛媛県今治市北日吉町３丁目６番63号
債務者　池内　繁春
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第１５号
愛媛県今治市常盤町６丁目３番９号、前住所愛媛県今治市常盤町８丁目３番36号今治マンション馬越別館205号
債務者　七津角アキ（旧姓檜垣）
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
松山地方裁判所今治支部

平成２５年（フ）第５３号
福岡県久留米市篠原町４番地11　マルホマンション303号、前住所福岡県久留米市篠原町４番地11　マルホマンション203号
債務者　益田　治美
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２５年（フ）第３７号
佐賀県伊万里市立花町2404番地55
債務者　松本　慶子
1　決定年月日時　平成25年４月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第２４号
宮崎県都城市志比田町7186番地２プランドールソフィア103
債務者　岡本　貴子（旧姓前田）
1　決定年月日時　平成25年４月５日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月４日まで
宮崎地方裁判所都城支部

平成２５年（フ）第２０号
茨城県北相馬郡利根町大字早尾200番地115
債務者　沼崎　幸枝
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３４号
茨城県稲敷市角崎1688番地２　栗山アパート201
債務者　内田　　孝
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２５年（フ）第３５号
茨城県守谷市松ケ丘２丁目29番地７　コーポA102号
債務者　小松　健一
1　決定年月日時　平成25年４月５日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月５日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係